

「鉛製給水管の布設替えに関する手引き」改定検討会 に関する情報の公開について

- 検討会は原則として公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は非公開とすることができる。
- 議事要旨について、事務局は座長の確認を得たのち、会議後速やかにホームページで公開する。ただし座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。
- 会議の配付資料については、ホームページで公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。